



平成24年5月29日

公共下水道未接続物件に対する下水道使用料の誤徴収について

市内の集合住宅1棟が公共下水道未接続にもかかわらず、誤って下水道使用料を徴収していたことが判明しました。

1 経過

- 平成24年5月9日（水）、和光市下新倉3丁目の集合住宅（賃貸アパート：全8室）について、下水道使用開始の手続をしたところ、既に上下水道併用利用となっており、下水道使用料の誤徴収が判明しました。
- 該当アパートが新築されたのは平成元年11月で、現在まで延べ居住世帯数は27世帯です。なお、現存する資料から判明している誤徴収金額は以下のとおりです。

平成24年度	10,602円	} 228,604円
平成23年度	55,558円	
平成22年度	43,385円	
平成21年度	41,926円	
平成20年度	41,708円	
平成19年度	35,425円	
平成18年度以前	調査中	

- 5月27日（日）に下水道課職員が現在入居している世帯の方を訪問し、状況説明の上、陳謝しました。

2 原因

- 関係職員等への事情聴取や現存する資料等を調査しましたが、誤徴収の原因は特定できませんでした。
- しかし、当該物件については、本来あるべき「公共下水道開始届」が市に存在しないことから、何らかの手違いにより誤ったデータを入力した可能性が高いと考えます。

3 今後の対応

- 該当する世帯には、個別訪問により十分に説明をし、速やかに還付できるように手続を進めます。
- 今後は、組織間の情報共有、データのチェック体制を更に強化して再発防止に努めます。

問い合わせ先 和光市役所 電話048-464-1111（代表）
水道部業務課長 小澤 克利（内線600）
建設部下水道課長 牧野 里行（内線2251）